

「第3期宮崎県国民健康保険運営方針（素案）」に対する
御意見の要旨と県の考え方

該当 ページ	該当箇所、 項目等	御意見	県の回答
34	(1)柔道整復施 術療養費	「適切な患者調査を実施できる よう」の「適切な」という修飾語 はいらないと思います。	柔道整復施術療養費に係る患者調 査は、各市町村において「柔道整復 施術療養費に係る患者調査の実施に 関する標準的な取扱い」に基づき実 施することとしています。調査の方 法（外部委託を含む）や回数につい ては各市町村の状況に合わせて実 施することを想定しており、市町村 においてさらに詳細な抽出基準や手 順等を加えることも考えられます。ま た、患者調査を行う上で、受診抑制 をもたらすことのないよう十分留意 する必要がございます。それらを踏 まえ「適切な」という文言を用いて おります。
34	(1)柔道整復施 術療養費	「適切な患者調査を実施できる よう」の「実施」を「着実に実 施」に変えることはできません か。	いただいた御意見を踏まえ、修正 いたします。